

第17日目(9月18日)

議長(峠 佳一君) おはようございます。延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

議長 ただいまの出席議員数は30名であります。これから本日の会議を開きます。

(午前9時30分)

議長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

議長 日程第1、第87号議案 平成19年度南魚沼市一般会計決算認定についてを議題といたします。

第10款の教育費の質疑を続行いたしますけれども、皆さんにちょっとお願いをしておきます。この10款は16日からでございますが、次の議席番号の方、発言が済んでおります。10番、22番、23番、1番、7番、13番、11番の方はよろしくお願ひいたします。

なお、大分指摘がありますけれども、ただ今の議題は決算の認定でございますので、それを念頭にひとつ発言をよろしくお願ひいたします。

それでは第10款の教育費の質疑を続行いたします。

腰越 晃君 決算内容ということなのですがちょっと外れるかもしれませんが、274ページ教育委員報酬、これに絡めて1点お伺ひしたいのですが。この間、六日町中学校卒業者のこうした問題が出てきております。高校に行けない子どもたちが日中市内をたむろし、様々な問題とまではいきませんが近いような内容を起こしていると。

そうした状況の中で、教育委員会は各学校を管理統括するという責務があるわけですが、教育委員会自体がどの程度年間各学校に出向いて様々な学校の状況を調査し、また学校との間で問題について議論をされているのか。そうした内容を1点お伺ひしたい。

それともう1点は290ページ。小中学校の耐震改造事業についてお伺ひいたします。6月議会におきましても7番議員等から質問があった内容なのですが、市内でまだ耐震改造が実施されていない小中学校はどこがあるのか。いつまでに完了するのか。お答え願ひしたいと思います。

教育長 教育委員が年に何回くらい学校を訪問しているかと、こういうお尋ねだと思いますが、委員全員での学校訪問は年1回程度であります。それぞれ26校ありますので、1回程度。その他に特に問題があるというところにつきましては、教育長、あるいは管理指導主事、学校教育課長、次長、こういった顔ぶれでその都度出向いて対応しております。

なお、この件の最初のお尋ねのこの春卒業したこの皆さんにつきましては、保護者に教育委員会に出向いて来ていただいてお話をいたしましたし、また学校で当該のPTAの皆さんを対象とした講習会、研修会というふうなことも行いまして、その際には私どもの事務局から管理指導主事が同席しております。

この六日町中学校に限りませんで、それぞれの学校にはそれぞれ、その年度、その年度いろいろ問題、課題を抱えているわけですが、教育長以下、状況に応じて学校と一緒に

に、あるいはまた保護者の皆さんと一緒に懇談をしたりしながら問題の解決にあたっているところでもあります。

学校教育課長 耐震についてお答えします。体育館について9校ありましたが、これについては平成18年で体育館の耐震改修は全て終わっております。校舎棟については11校あります。そのうち城内小については平成19年度、この決算において終わっております。今後10校の校舎の耐震があるわけですが、当初24年を完了ということではあるのですが、ここで繰り上げて22年には全校舎完了する予定でございます。以上です。

腰越 晃君 全26校年に1回ということですか。教育委員会が確か月1回くらい開催されているかと思うのですけれども、やはり学校とのコミュニケーションをきちんととってほしい。問題点があった場合にはやはり早急に対応していただきたい。そのように考えるわけです。

えてして、学校内の様々な問題というのは学校から出て行かないと、なかなか出したがらないという、そういうふうな考え方もあるかと思えます。やはり教育委員会は鋭意、各学校の様々ないろいろな問題について逐一チェックしながら、適切な早めの対応を願いたいと、このように考えるわけです。

7月に総務文教委員会で教育委員会の方々と懇談をしたわけですが、なかなか教育委員会自体が前向きなそうした対応をしているというように理解できる部分が少なかったわけです。そういうところで、やはり今後は積極的に各学校に出向く。問題点を抽出する。早めの対応をするということで動いていただきたい。このように思います。

それと耐震改造についてですが、ざっと見て大規模改修が絡んでいてちょっと難しいかなと思うのが塩沢小学校なのですが、これについてどのようにお考えになっているか、お聞きをしたい。このように思います。

教育長 教育委員会と申しますが、委員ができるだけ学校に足を運ぶということは非常に大切だと思います。先ほど申しました他には、例えば夏場では水泳大会ですとか、親善陸上大会ですとか、スキー大会は別の場所でやりますから除きますが。そんなふうなこともやっておりますが、今後さらに学校の方に頻繁に通うようにしたい。

ただ、最近はそのような風潮はなくなってきたと私は思うのですが、教育委員が学校訪問するよという、学校側がいろいろ構えてしまったり、準備でいろいろ一般の先生方に負担がかかってしまうというふうなこともかつてはありました。そういう負担にならないように、特に忌憚のない意見交換ができるようなそういう運営をしておりますが、一層そういうことに努めながら回数も増やしていきたい。このように考えております。

学校教育課長 耐震と大規模改修の件についてお答えします。文科省の補助の考え方がまず耐震化ということで、その部分が優先して補助金が出ておりますもので、南魚沼市にとってもまず耐震改修をして、大規模改修に手戻りない部分については耐震化と一緒にやって、その次に大規模改修ということで国の流れに沿って南魚沼市も考えております。以上です。

(「塩沢小学校」の声あり) 塩沢小学校についても、今、言われたように一番大規模改修と

の絡みがあるのですが、塩沢小学校についてもやはり耐震化をし、大規模改修に手戻りになる部分はその部分と一緒にし、次の時点で大規模改修ということを考えております。以上です。

腰越 晃君　　そうしますと、平成22年までには全ての小中学校の耐震改造は完了すると。その中に全ての学校が入っているというように理解してよろしいわけですね。

学校教育課長　　全ての学校ということには結果としてなるのですが、耐震改修の必要な建物ということで、それに該当するのは全ての建物ということで22年には完了します。以上です。

樋口和人君　　1点お聞きしますが、281、282ページですが教育施設管理運営費というところですが、一昨日の説明の中で子どもセンターをなくしたことによって150万円ほど支出済額が減ったというような説明があったわけですが。子どもセンターはなくなったというよりは移動したといえますか、場所を元の法務局跡から塩沢公民館に移したということだと思えるのですが、このことによって今まで使っていたと、利用していた子どもたちに対する影響といえますか、利用が減ったとか増えたとか。あるいはその辺のいわゆる子どもセンターを動かしたことによってどういった影響が出たかを把握しているのか。把握していたらまたそのことについてお聞かせをお願いします。

教育次長　　子どもセンターにつきましては、塩沢の公民館の方に移したわけですが、当然のことながら利用する子どもたちもその近辺の子どもたちに移ったという、そういうふうな流れはあります。それで前回説明いたしましたのは、子どもセンター自体を平成18年度で一応閉鎖したと、そういうふうな内容になっております。

と言いますのは、子どもセンターではエル・ネットという文科省の教育衛星通信ネットワークを使っての学習を行ったわけですが、その教育衛星の方を文科省はやめまして、今度はコンピュータで見られるようなネットワークのシステムの方に切り替えた。パソコンがあればどなたでもネットを見られると、そういったこともありまして18年度で一応子どもセンターの方は閉鎖いたしました。

この目的というのが子どもの居場所づくり、あるいは体験学習等そういったものであったわけですが、19年度から入れております放課後子どもプランですか、放課後の子どもプランといったそういったものが新しく体験学習として入ってまいりましたので、そういったところにまた切り替えていきたいとそういうふうに思っております。

樋口和人君　　大変、今お答えいただいたように変わるものが出てきたということで、いいと思うのですが、やはりこういった決算のところまで今までやっていた事業がなくなったとか、移したというようなところには、やはりきちんと移したことによってどういった影響が出たのか、あるいはもっといいことになっていったのか、というようなことを説明していただいたり検証していただいて、そのことによってやはり次の年度につなげていくというようなことをぜひまたお願いをしたいと思います。

宮田俊之君　　296ページでお願いしたいと思います。上の段です。各学校補修工事費、

その後の補修用でも結構なのですが、以前お伺いしたときに学校の方でガラス等が割られるというような、学校が荒れた場合とか原因がわからない場合もあるのでしょうかけれども、そういった場合に故意にやった場合については保護者から当然負担をしてもらうのだという考えも示されていたかと思うのです。今940万円と書いてありますけれどもこの内訳ですね。そういった事例が何件くらいあって、どのくらい親御さんからお金をいただいたのかとか、細かな数字は結構なのですが、割合的なものでもありましたら中身を示していただきたいと思います。

学校教育課長 この修繕費の中には保護者負担をしていただいた金額については入っておりません。それで今ほどの質問の、修繕の項目はどんなのがあるのかというのは、ものすごく項目が多いもので、なかなか説明ができないのですけれども、建具の調整だとか、床の修繕だとか、配管の手直しだとか、ありとあらゆる修繕が入っております。その数値についてちょっと手元にありませんもので、調べて後でお答えします。

笛木信治君 文化行政費について、ページから言うと314から16あたりでしょうか。ここで史跡の調査や維持管理など行われているわけですが、「天地人」関係ですね。「天地人」関係の史跡の調査やその他で、今年新たなことが何かあったことがあるとか、あるいは新たにこういう点での調査を始めたとかということはありましたでしょうか。お聞かせ願います。

教育次長 「天地人」関係ということでありますけれども、「天地人」関係が一番関係しますのが、坂戸城跡の整備事業ということで御館の石垣なわけですけれども、それを修復しようという事業を一応19年度には測量調査をやったというような、文化振興の中では主たる事業であります。

その他、「天地人」関係の事業につきましては、2款の方の「天地人」の事業の一環に含まれておりまして、坂戸山を見ておわかりのとおりかなり刈り払い等を実施しておりまして、そういった面での整備をやっております。樺野沢につきましても刈り払いとか、そういったものをやっております。

その他まだ実施しておりませんが、スキー場から御館に行くまでの遊歩道等の整備も一応計画されていると、そういうことで2款の方に一応そういった関連の事業が載っております。

笛木信治君 そうした草刈りや何かを行われているというのは私もわかるのですが、私が気になりますのは、いわゆる「天地人」関係で今、市は総力をあげて取り組んでいるわけですけれども、展示館であるとか伝世館であるとか、ややもするとこの表面を流れているような感じがするのです。もっとやはりここは景勝公や兼続の生誕の地であるとするならば、実際どこで生まれて、どこで育ったのか。あるいはどこにその生活の痕跡があるのかというような、もっと地道なことを調査すべきではないかと思うのです。

そういう点で、例えばよそから来たお客さんにここは生誕の地です。兼続公、景勝の生誕の地ですと言われても、何かこう漠っとしていますよね。広い地ですから。やはりそういう

点では本当に坂戸城のここにこういう石組みがあります、この石組みはどういう屋敷があってどういう人が住んでいたとかといった、そういう史実に基づいた何か発掘調査というものが不足しているような気がするのです。

榊野沢の城などで言いますと、あれは御館の乱で一旦関東勢の手に落ちたのですよね。それが雪が降って関東勢が引き上げた後、また景勝が取り返すというふうな御館の乱では本当に激戦の地であったわけです。そういうことが本当に、ではそこを訪れた人は説明や何かがあって、そこへ行けばもうそういう当時の激戦がありありとわかるというようなことになっているかという、私はなっていないと思うのです。そういうその何ていいますか、もっと本当に地についた、そういう史跡の発掘、調査、検証というようなものがあっていいと思うのですが、そこら辺はどうでしょうか。

市長 ご承知のように、坂戸山全体が国の指定文化財。その中で今、教育次長が触れましたように、この「天地人」絡みで発掘といいますが、復元をするというのは城跡の石垣ですね。それとお堀は今までやっております。今おっしゃったように、史的に坂戸のどこに住んでいたとか、どこで生まれたとかとそういうことはわかっていません。

伝世館の中にジオラマ わかりますか。坂戸山をいわゆる上から見た部分ですね。そこに城跡がここだとか、いや門戸廓がここだとかそういうものを全部展示をして、だけれども、兼続公が生まれた家がどこだなどというのはわかりません。そこであの伝世館を兼続公が生まれたと思われるような風合いに仕上げているわけです。

ですからこの「天地人」に関連して新たな史跡の発掘なんていうことはやっておりませんし、新たな部分ではですね。あそこに展示する部分は大島要三さんなどにも、史談会の皆さん方にも協力をお願いして、昔の書状、古文書ですね、それも本物はこちらにないわけです。そういう写しとか、そういう部分。あるいは上田五十騎衆の皆さん方から協力をいただいて、兜。それから先般、刀を寄付したいという方もございましたのでそういう部分とか。

そういうことをやるわけでありまして、史跡に基づいてと言われても、どの場所でもうどうだなどということとはなかなか確定ができませんので、坂戸地区全体、坂戸山全体をそのジオラマやそういうことできちんと説明をして、その地に行くにはここからこうですとか、そういうことはきちんと表示をして、行っていただけるようにしなければならないと思っております。再度申し上げますけれども、「天地人」に絡んで文化行政費の中で新たな発掘とかそういうことは全くやっておりませんし、やるつもりもございません。

笛木信治君 考え方はわかりましたが、確かにここに屋敷跡があって、そこから例えば証拠になる何かが出たとかということはないにしても、伝承的には様々な伝承があるわけです。歴史の調査発掘など伝承から始まりますからね。どこにどういう言い伝えがあるとかということ。そういうことをやはり、伝承だから、言い伝えだからというようなことで軽視しないで、きちんとそこはやはり調査する。

例えば榊野沢城にすればあれでしょう、景勝公が生まれたとか、産着を洗ったとか何とかといろいろ言われていますけれども、そういうところについてもきちんと学術的な調査を加

える。そしてもちろんそこからそういう伝承が裏打ちされるようなものは発掘できないかもしれない。しかし、そういうことをきちんとやるということがやはり私は大事だと思うのです。

生誕の地ということが一番の売りであるわけですから、そのやはり証拠とまでいかないでも、人々にあそこは確かにそういう土地なのだということを印象づけてもらうためにも、そういうやはり調査や研究、あるいはそうしたただちに作る例えば看板にして、あるいはパンフレットにして、大勢の人にそれを公表するとかというようなことはやらないと。何かこう上の方で愛と義だけで花火が上がったような感じで賑やかなんだけど、その下の方へ行くと、本当にさくっとしているというのが私は残念でならないのですが。

市長は今のところはそういう調査の方針はないということですが、私はそうではなくて、ここはやはりきちんと地道にやるべきだと思うのですが、もう一度ひとつ。

市長 ちょっと勘違いをされているようでありますけれども、兼続公、景勝公、この2人のことについては、ほぼ調べ尽くされているわけです。新たにこれから何か出てくるなどということは私はあまりないと思います。例えば坂戸山であればお茶の清水だとか、そういうことは全部言い伝えであるわけですから、そういうことはきちんと表示しますし、皆さんからおいでいただいてそれをきちんと見ていただく。そういうことは全部やっています。

榊野沢城で景勝が生まれた、坂戸城で生まれたと2説あるわけです。これを学術的にいろいろ言ってもやはりどちらとも軍配があがりません。ですから、南魚沼市内で生まれた。こっちで生まれた説もある、こっちで生まれた説もあると、これしか表示の方法がありません。そういうことは全部調べてそしてやっていますから、新たにこれから兼続公、景勝公のことで調べるという材料というのがほとんどないと思うのです。もう史談会の皆さん方がほとんど調べ尽くしていますから。ですので、議員おっしゃったようなそういう心配は全くいらないということです。いや、本当に。全部調べているわけですから。あと新たなことが出れば別ですが、ほとんど出ませんよ。

この間、「天地人」シンポジウムに行っていましたでしょうか。ああいう皆さん方からの話の中でも、今まで言われていることがほとんどです。ただ、一人の方は、いや、ここには兼続は5歳くらいまでしかいなかったとかそういう説をおっしゃる方もいますけれども、それはそれとして新たに、今触れましたように文化行政的な中でこの「天地人」に絡んだ史跡が出てくるとも思いませんし、ないわけです。本当に。

言い伝えやそういうことは全部、もう今までパンフレットにも載せていますし、これからもさっき言いましたように、きちんとした坂戸山ひとつの中の部分で、あそこに伝世館、ここにお茶の清水だとか門戸廓だ、ああ馬屋敷だと。全部表示するわけですし、ですから何か特別このことが不足しているということがあったらご指摘いただければ、またそれはきちんと検討していかなければならないと思いますけれども、議員が心配されているような部分はまず見当たらないというふうに私は思っているのですけれども、いかがでしょうか。

和田英夫君 市長は新たないわゆる史跡発掘の考えはないと、こういうことでそれはそれで話はわかるわけでありましてけれども。そこで実は19年度は新潟県下で、震災復興の百力所ののろしあげのひとつ記念事業があって、南魚沼市も若干そこに加わった。私は去年、ちょっと取り組みが弱い、これはちょっと課が違うかもわかりませんがそういう指摘をして、いつかそういう発言をしたかと思うのです。

決算ですから確認ですが、坂戸山、樺野沢城はわかった。しかし、その当時の戦国時代にこの市内には城跡、あるいはのろし台が数あるわけです。大和町の時代に大和地区はかなり調べて、10何カ所だったと思うのですけれども。その辺はちゃんといわゆる郷土史編さん事業に取り組まれているから、地区別に城跡、のろし台は整理されていると思います。それでその辺の確認でお知らせをいただきたいと思うわけでありまして。

それから学校給食費の関係でちょっとお尋ねしますが、今年の2月の総務文教員会の資料の中に滞納者の中で17年度以前の方々から納入計画書を9名ほどいただいていると。もう少し提出していただけるようにというようなこの資料があるわけですが、その納入計画に沿って給食費が払われているかいないか、そこを1点。

それからいわゆる給食の賄い材料費が2億3,700万円ほどあるのですが、これを議論するときはやはり県の学校給食会の関わりが非常に多いわけですから、この2億3,000万円にこだわらなくても、大体給食賄い材料費で県の給食会からは何パーセント納入されるか。

おそらくその学校区の商工会の皆さんが共同で品物を入れている量もあるだろうし、さらにいわゆる地産地消という名のものが、これも毎回議論するところでありましてけれども、この給食会なり商工会についてはいわゆる18年度対比でどのくらいか。ちょっと私はその辺の流れを知りたいということですので、以上その3点をお願いします。

社会教育課長 大和地区ということなのですけれども(「いや、六日町、塩沢全部」の声あり)郷土史編さんということでお答えをしたいと思います。事務報告にも書いてございますが、郷土史資料収集ということで3月末現在で資料収集点数が約2万5,000点。それからマイクロフィルムが約25万4,000枚ということで撮影をしております(「城山ののろしの数」の声あり)のろし台の調査の方でしょうか。(「はい」の声あり)先ほど、いろいろあったわけなのですけれども、調査の方につきましてはやはり現地を調査するという事は、また費用的な面もありますのでそれはまた計画を立てないと、すぐにはなかなか実行できないということもありますし(「調査をしていなければいけないです。あったらあったで」の声あり)今のところ調査をしてございません。

学校教育課長 計画書をもらいまして、納入についての請求をしているのですが、17年度の方たちについては計画どおり納入していませんもので、なっていませんからその都度計画を変えて、また計画書を出していただいています。ただ、計画書自体も出していただけない方が今は3名ほどいます。以上です。

教育次長 給食費の賄い材料の中で、学校給食会がどのくらいの割合かというご質問がありますが、約50パーセントくらいが学校給食会というふうになっております。主には、

米飯、主食関係は全部学校給食会ですし、その他、副食でもある部分、大きな部分について学校給食会を通しての内容となっております。

それから、地産地消の関係でありますけれども、地産地消につきましては大体約1割くらいを地産地消ということで、大根、白菜等を使わせていただいている内容です。

和田英夫君　おそらく市内にはかなり数多くののろし台、城跡があります。あって、それぞれの地域はそれぞれの地域でそれを先人が築いたひとつの財産だということで、誇りを持ちながら愛着を持っている事は事実なのです。

実はおとといの教育議論のときに、直江兼続公の勉強をして小学生が米沢市に勉強に行った。それはそれで私はいいいことだと思うのですね。しかし、そんなに金をかけなくても、それぞれの例えば小学校の校区の中にある城跡なりのろし台をきちんと調査をして、皆さんの学校にはこういうものがありますよということで、私はひとつの大きな社会勉強になると思うのです。

実は昨日の日報に小千谷市の真人地区とどこかが信濃川をはさんで、この「天地人」に関係なくのろしあげをやったのです。地元のお父さん、お母さん方の応援を得て、そういうことでいわゆる総合学習の中に取り入れているわけですから。

私は先ほどの笹木議員との議論の中で、もちろん坂戸山、樺野沢城を中心的に結構ですが、ただ、それだけでなく今のは別に金が特にかかるわけではありません。せっかくこの機会にいわゆる1560年代にタイムスリップしている市民が大勢いるわけですから、そういうときこそ地域のいわゆるその遺産といいますか、歴史的な財産をやはり再認識するという、これは私は大事だと思うのです。

これはおそらくそんなに金はかからない。それ以上に地域、地域でいけば、大和町はすでにかなり整備されておるわけでありましてけれども、聞き取りでここにはこういう城山があった、のろし台があったということは十分わかるわけです。そんな多額はいらぬ。問題はやる気があればの話です。これは教育長か市長の方の考え方になると思います。

それから、問題はこの滞納整理でまあまあ下水道の分担金・負担金のときに、実は納入をいわゆる寄付採納にしようとしたから大丈夫ですと言っていました、この納入計画書なり誓約書を出すことで、なんとなく議会はやれよかったと。ここで一件落着となるのですね。その先をきちんとやはり検証しないと、今言ったようなことになるのです。あなた方は計画書を出していただいたから大丈夫と言いながら、現実にはなっていないのですから。その辺をもう少し厳しくやはりまだまだ検証する必要があると思うのです。これは事務方ではだめだから責任者で結構ですから。

それから、つまりそうするとその賄い材料費の総額的な中で、50パーセントは県の学校給食会で、10パーセントは地産地消ということは、地元の商工会で組織している、おそらくあれは学校給食材料の納入組合的なのでやっている地域もある。わかりません。地域もあるわけですがけれどもそれが40パーセントということですが。

この辺はそうすると、学校給食会の資料などホームページで見ますと、かなり保護者負担

軽減のために努力するということが給食会のひとつの大きな目標になっているわけですから、その辺がこの50パーセント、40パーセント、10パーセントという中でかなり反映されていないのか。私どもはかつていろいろ調査したとき、どうもこの学校給食会なるものが、ちょっと敷居が高いと感じていたわけですが、今はそういう認識がなくてかなり前向きにその50パーセントということで、いわゆる給食費の安くなるというようなそういう要素になっているかどうか。その辺で3点お願いします。

市長 郷土の歴史ということでありまして、議員おっしゃったようにそれぞれ旧町時代から大和には、例えば雷土城があったとか、そういうことは旧六日町だって塩沢だってそれは全部把握してあります。さっき課長が調査していませんと言ったのは、郷土史の編さん委員会の中での調査は特別していないということだと思ふのです。全部これは出城があっただろうと思われる場所、山城があっただろうと思われる場所というのは、ほとんど把握しているわけです。ただ、そこでのろしをあげたかどうかまではとてもよくわかりませんけれども、調査はしております。

ただ、そのことを地域の中では歴史的な教育の中に取り入れてやっているかと言われれば、これはちょっと今まではそういうことはそうなかったらうという思いですから、この「天地人」に絡んで、あらためて郷土の歴史をきちんと学んでいくという方向を教育委員会からやっていただこうと、こういうことでもあります。

それから滞納問題です。これは学校給食ばかりではありません。いわゆる時効を成立させないために、確約書をいただいたり、納入計画をいただいたりしているわけです。そこで計画どおりにやはり進まないということもあります。それを知らない顔をして、納入計画書もらったからそれでいいやなどと思っただけで全くやっていませんで、その年度、年度できちんと整理をしながら計画どおり納まっていない方には、やはり強い指導と。いよいよになれば、やはり差し押さえも含めて強硬手段をとらなくてはなりません。そういうふうにはきちんとやっておりますので、決してそういうことが出たからもうあとはそれでよかったのだなどということには思っておりませんので、そういうふうにも議員も認識をしていただければありがたいと思ひます。

教育長 1点目ののろし台や城跡の件であります、おっしゃるように地域の財産でありますから、地域の皆さんに周知をしたり、あるいは学校での教材として活用するという方向で努めてまいりたいと思ひます。郷土史編さん委員会の委員の中にも山城の専門家も入っておられますから、そのことは可能だと思ひます。先ほど社会教育課長が調査をしていないと申しあげましたのは、個々の現地での調査をしていないと、こういうふうなことでございますのでよろしくお願ひ申しあげます。

それから2点目の給食費の滞納であります、課長が先ほど申しあげましたように計画どおりの納入がなかなかされない。したがって、課長以下、2人1組になりまして、それぞれ訪問して納入いただくようお願いをしているところでありますが、それでもなかなか面会できないという方もあつたりしまして、先ほど課長が申しあげましたような進捗状況

だと。芳しい進捗状況になっていないと、こういうことではありますが、引き続き収納に向けて努力をしてみたいと思います。

それから学校給食会の役割りといいますか、機能といいますかではありますが。これにつきましても確かに次長が申しあげましたように、約半分ということではありますが、例えば牛乳ですとか、米飯ですとか 米飯は伝票だけが学校給食会を経由するということがありますけれども、いろいろな食材の調達におきまして学校給食会を通すことで、私どもとしては割安な食材の調達ができています。このように考えておるところであります。

和田英夫君 そうすると、市長いみじくも、いやそれはわかっているのだということであればせっかくの機会ですし、私はそういうことも含めて、地域のそういう歴史的な財産があるということを含めて、市民が、全体が盛り上がるためにはこれはやはり、各地区別の城跡、のろし台。どなたでもいいですけども、せっかくの機会ですからわかる方でいいですから。ただわかるだけでは、数字を出してもらわないと困るのです。

それはもし、そういうことで来年からの「天地人」の市民あがての底上げのひとつの材料になると私は思うわけですから。意識として。私は、どこかわかる方があったらひとつお知らせいただきたいと思うわけであります。

それからまあその滞納については、その意気込みはわかりました。

学校給食会は、では教育長あれですか、おおむねもうコンスタントに給食会からのいわゆるその購入は50パーセント、40パーセント、10パーセント。おおむねその辺で大体賄い材料費の購入をやるという考え方で私ども理解していいのか、その辺お願いします。

市長 申し上げますけれども、19年度決算を今やっております、城跡がいくつあったとかのろし台がいくつだなどということは、今この資料の中にはちょっともっておりませんので、いずれ調べてご連絡申し上げますのでよろしく願いいたします。

教育長 今後ともこの割合での賄い材料の調達を継続していくかというお尋ねであります。私どもとしてはできる限り地産地消の方にシフトしていきたいという願いをもちしております。ただ、これにつきましてもいろいろな場面で申し上げてまいりましたが、大量な食材を時期によってはこの地域でなかなか用意してもらえないというふうなことがあって、今現在の状況でありますので、今後、生産者団体等々とまた協議を重ねながら、できる限りこの地域でとれた食材を学校給食に使うという方向で努めてまいりたいと思っています。

牛木芳雄君 前者の質問とも関連をするわけですが、326ページの米飯給食経費補助金。コシヒカリ差額というふうに説明がありました。この金額は503万円ほど支出をされているわけですけども、成果の概要の中の78ページ、コシヒカリ米差額ということで、市の負担額が計算をしてみると979万円ほどになるかと思うのですけれども、成果の概要の979万円と決算書のこの503万円と、私はちょっとわからないのですがこの数字の違いを教えてください。

それからこのコシヒカリ差額ということは地元産のコシヒカリを使うということですから、どこからこの米を仕入れるかということで聞こうと思っていたのですが、学校給食会を多分

通じて仕入れているのだろうと思いますが、その確認。2点お願いいたします。

教育次長 最初のコシヒカリ差額の金額の内容であります。326ページの学校給食一般経費のところに学校給食経費補助金ということで502万9,000円が出ているこの金額のことと、それから事務報告の内容との違いであります。ここに502万9,000円につきましては説明のときにさせていただきましたが、塩沢地域が自校給食をやっておりまして自校の中で会計をやっておりますので、それに対しての補助金の内容が502万9,000円ということであります。事務報告の方に出ておりますのは、給食センターの方の中での差額分を合わせて載せてあるという内容であります。そういった事務報告については給食センターの方も含めてのせてあるというふうな内容で、1,000万円近く増えているという内容であります。

これについては決算の方は給食センターの賄い材料の中に一切含まれておりますので、表上は出てこない。会計は全部一般会計でやっておりますので表上は出てこないという内容です。自校方式の場合は自校方式で会計をやっておりますので、そこに補助金で出すということで表に出る。そういうふうな内容になっております。

それからコシヒカリをどこから仕入れるかということですが、先ほど教育長の方からちらっと話がありましたが、実際はこちらの地元の農協さんから入れまして、一応伝票上学校給食会を通すと、そういうふうな内容になっております。

ただ、ここで学校給食会をなぜ通すかということになりますと、学校給食会というのが大量に扱うわけですので安定的な供給関係。それから今回問題になっております安全性の問題とか、そういったときにも一応学校給食会の方でそういう安全性の方を調べていただける。そういった面もありまして学校給食会を通してという内容です。

牛木芳雄君 そうすると、あまり親切ではない記載の方法だなというふうに思っていますが、大和、六日町を足してもそうするとその数字に合わないということですから、ちょっと数字の把握のしようがない。

でも私はどこから仕入れてどういうお米かというのを、ちょっと問題にしたいと思って取り上げてみたのです。教育次長と教育長は今ほどの説明と先ほどの説明を総合するならば、割安感のあるものを、そして安全で安定をして供給するために主食については学校給食会を通じて調達をしている。こういうことに言えるかと思うのです。

地元産のコシヒカリを使うということは、かなり割高なお米を使うわけですから、かつては保護者も負担をしていたと思うのです。それを市と農協が負担をしているわけですね。この数字から見ますと、相当高い米というふうに私は思うのです。これは多分18年産の米を19年度に使ったと思うのです。農協は経済連を通して学校給食会に納めて、学校給食会から多分市が買っていると思うのです。

それで、いろいろなものを、今の三笠フーズではありませんけれども、いろいろな事業所、会社を通すことによって、いわば伝票だけでもって値が上がりはしないかというふうに思っている。農協が全農を通して売ったという米は、この18年産は2万6,770円です。一般

米を使ったといいますから2万6,770円。農家の手取りは2万4,520円。この中で手数料はではどういうのがあるかというと、全農が60キロあたりですけれども203円。手数料ですよ。金利が132円、執行手数料が203円、集荷経費が398円、安心安全検査が3.7円。諸々のいわゆる全農の取り分があって、農協の手数は936円。あるいは魚沼米経費の3.8円、検査料の50円、JAの保管料として233円等。経済連を通すことによっておおよそ倍、千何百円という、私に言わせればいらぬ経費を払って、学校給食会に納められて、それを学校給食として使って、農協で負担をして、市で負担をして、子どもたちに食べさせる、というのがやはり現実だと思うのです。

私は農協が販売する能力やあるいは資金回収能力、あるいは精米等の技術がなかったのであれば、それはしょうがないと思うのです。でも、学校給食に使用する米は市内で約1,400~1,500俵。わずか1,400~1,500俵。農協さんは自分で販売する米が経済連を通さないで販売する部分はたくさんもっているわけです。例えば、特裁米と言われる5割減、8割減、あるいはJAS有機等は2万俵くらい独自販売をしている。経済連を通さないで。

精米工場が津久野にありまして、学校給食センターまでなど車で5分しかかからないところに納めるわけですから。それを考えると、全くやはりむだの経費を使いながら私はしているのではないかと思っていますのです。こういうところはちゃんと農協も売るノウハウもあるわけですし、資金回収のリスクもないわけですから、私はもっと直接農協から買われるシステムにした方がいいのではないかというふうに思っていますが、この点をお願いしたい。

教育長 大筋においては、一般論としては議員のおっしゃるとおりだと思っておりますが、この学校での米飯給食が始まったといいますか、回数を増やしたといいますか、当時、私も生産調整を担当しておったものですから、その辺のことをちょっと思い出しながらお答えしてみたいと思います。

米そのものは地元の農協から直接入ります。伝票はなぜ学校給食会を通したかと言いますと、当時は学校給食会を通さないで国の補助金が利用できなかった。そんなふうなことで当時は学校給食会を伝票だけ介在させたということがありました。今現在もおそらく基本的な状況としては変わっていないと思います。米は間違いなく地元の農協の米が入っております。ですので、今、大問題となっておりますような、ああいう問題とは全く無関係だということでございます。補足がありましたら学校教育課長から申し上げます。

牛木芳雄君 当時はそういうことで、今もやはりそういうことでしょうか。私はもう全くむだのところを二つ介すことによって相当の手数料を取られながら、市や農協が負担をしていると、多くの負担をしているというふうに思っているのです。当時は、と言いましたけれども、減反対応になったのは今年度産からですよ。去年までは一般米として農家が出したのを、一般のJA米として全農を通し、学校給食会を通して納入していた。

くどくなるようではございますけれども、私は直接販売する能力、あるいは一般の精米工場、それがあつたわけですから、そのところから仕入れられるようなシステムを作るべきだというふうに思っている。これはもう私たちの地域でとれた米を、地域の小中学生、あるいは教職員の皆

さんも食べているわけですから、これはもういろいろの教育効果がある。ただ、昔からそうであったから、あそこを通さなければ、あるいは農協もそうですけれども経済連を通さなければ。経済連を通すとこれだけ手数料が倍も跳ね上がっているわけです。実際そうなので、すから。そういうことのないような方向でやはり今後いくべきだと思うのです。

教 育 長 　　当時は米の消費拡大というふうなことが減反カウントにされた時代でありました。もう一杯食べようというふうなことで、減反カウントになったものであります。それは本筋ではありません。議員がおっしゃるように、今が当時と農協の能力等々も随分変わっているわけでありますから、実態を精査いたしましてむだな経費が、マージンが介在しているようであれば、一日も早く改善に向けて努めてまいりたいと思います。

高橋郁夫君 　　318ページの文化施設運営委託事業費の関連でお伺いします。指定管理についてなのですが、現在大部分の施設が文化スポーツ振興公社ということで、指定管理者ということでやっているわけなのですが、ご承知のとおり今年度で切れる施設が多くあるわけです。今後の考え方をお聞かせいただきたいのですが。

　　今議会の中で、また方向性については今月中にはなんとか出してというかたちをお聞きしたのですけれども、また、市長も各施設については市で直接運営していった方がいいものもあるということをおっしゃったので、私はそれはもうもっともだと思っているわけなのですが。

　　そこでお伺いしたいのですが、特に観光に係る施設についてなのですが、その施設についてはできるだけ民間の方にお願いすべきだと私は考えるわけなのです。その点、市長に考えがありましたらお伺いしたいと思います。

市 長 　　指定管理者制度の任期満了が今年度いっぱいです。今、来年度からどうしようかということを検討しているところです。おっしゃっていただいたように指定管理者制度というか、今の文化スポーツ振興公社に任せておかなくて、もう地元をお願いしていいというものも3～4あります。

　　しかし、ひとつだけ、一応方向性として申し上げておきますけれども、例えば市民会館とディスポートを分割するというようなことは、ちょっと今はでき得ません。いいところ取りをされてしまうのですね、いいところ取りを。そういうことで、大半がやはり今の文化スポーツ振興公社が管理受託をしている施設を、また公募で指定管理者を募ろうという方向に今、大体収束をしているところであります。まだ若干中の調整があります。

　　観光施設というふうにおっしゃられましたが、例えば今泉博物館のことでしょうか。あるいは牧之記念館のことでしょうか。それともテニスコートのことか。ちょっとわかりませんが、その部分だけをひとつだけ抜きさって管理運営を委託するというのは非常に難しい状況です。

　　例えば大原のテニスコートなどは、本来は地元の皆さんがやっていただくと一番いいのです。ところが地元の方たちはとてもまだそれはできないということで、文化施設、スポーツ施設が主でありますけれども、観光施設というふうに銘を打たれているものはそうないので

すけれども、そういう施設はやはり一括をして、本来それから図書館なども本当はこれはもう管理者制度にはなじまない。だけれども今はあの中に入っていますので一緒にさせていただく。いずれ新しい図書館をつくった際は、これはもう直営できちんとやっていかなければならないと。そういうこともありましてまだ全部の整理はつきませんけれども、一応今度は公募をして、一括でお願いしてみようということで大体の方向は出たところであります。

議長 高橋君、この指定管理者の制度についてはもう何人も質問していますので、あとにしてもらえますか。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(「さっきの」の声あり)

学校教育課長 それでは生徒による学校施設の破損状況について、19年度のご報告をします。件数は151件ありました。そのうち、保護者に弁償していただいた件数が24件。金額にして、17万5,840円です。学校予算で対応したものについては13件。48万2,988円。その他軽微なものについては校務員の手によって修繕させていただきました。ということで151件ということです。

それで、この保護者に弁償をしていただいたものについては、各学校に修繕費が配当してありますもので、学校の判断によりその悪質度等を判断していただいて、保護者弁償ということでさせていただいています。以上です。

宮田俊之君 今、数字をいただきました。やはり子どもたちの心のすさみといいますが、スイッチの押し込みであったり、ガラスを割ってみたりとかということに反映されるわけですので。やはり学校が健全であればこういった経費を払わなくて済むという経費の内容かなというふうにとらえますので、この辺の内訳の数字につきましては、やはり経過を追いかけていただきたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第10款 教育費に対する質疑を終わります。

議長 第11款 災害復旧費の説明を求めます。

産業振興部長 (説明を行う。)

建設部長 (説明を行う。)

議長 災害復旧費に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって第11款 災害復旧費に対する質疑を終わります。

議長 第12款 公債費、第13款 諸支出金、第14款 予備費の説明を求めます。

総務部長 (説明を行う。)

議長 公債費、諸支出金、予備費に対する一括質疑を行います。

若井達男君 1点ほど伺います。公債費、これが不要額が584万円というようなこと
でございます。これは確かに予算計上のときの年間元金償還、また元金に対する利子という
のは当然のことながら計算ができたうえ、枘に斗棒をかけたようにきちんとは出ないという
ことで、この不要額は580万円ですそれはそれとしまして。この予備費の中からまた新たに
償還金利子の運用が出ておるわけですが、これらはこういったときにこの予備費を使って償
還金利子が発生するか。ひとつその説明をお願いいたします。

財政課長 予備費のところで償還金利子および割引料等への予備費充用があるという内
容ということですか。これにつきましてはちょっと今、つぶさにはあれですが、国庫補助金
等の返還金も償還金のこのところにありますので、いわゆる起債の償還ではなくて、返還金、
具体的には返還金への充用ではないかというふうに思った・・・具体的に今、336ページ
の一番上の030103、2番目ですね、7万8,000円というものがありますが、これは
その下にある償還金利子および割引料、23節で、具体的には国庫補助金の返還金に対して
補正が間に合わなくて予備費を使わせていただいたという内容でございます。いわゆる長期
債の償還部分については12款に計上されたもの全てでございます。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって第12款、第13款、第14款に対する質疑を終わります。

議長 以上で第87号議案、平成19年度南魚沼市一般会計決算認定についての
質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず原案を認定することに反対者の発言を許します。

笛木信治君 私は平成19年度一般会計決算に反対の立場での討論をするものでありま
す。平成19年度は小泉内閣による規制緩和を中心とした、いわゆる新自由主義の経済路線
がその矛盾を一層あらわにした年であります。危機的雇用、これが増大して労働現場が惨憺
たるありさまであります。当市の保育の現場でも正規雇用と非正規雇用の割合が半々に近い
というところまでできております。民間は推して知るべしであります。

福祉、医療、教育の現場にまで市場原理が持ち込まれて、格差社会の進行が進んで、弱肉
強食の寒々とした社会が一層進行していると、そういう状況であると言わなければならない
と思います。こうしたときに、市民の命と暮らしを守る立場で地方自治体の役割りが決定的
に重要であることは論を待つまでもありません。本決算をそうした市民の立場で検証してい
くつかの問題点について意見を述べるものであります。

歳入では税源移譲もありまして、89億円市税が入っております。6億円あまり増えてい
るところであります。一方で地方贈与税や交付税が同額減っておりますから、実際、市とし
ては6億円増えたということにはなっておりません。

問題はこうした中で市税の滞納がいわゆる14億3,000万円という膨大な額になって

いるということであり、これは市長も述べておりますが、県下でも有数の収納率が悪い市であるということであり、主なところは固定資産税であります、バブル崩壊後の後遺症をそのまま引きずっているというのが現実ではないでしょうか。

ご承知のように既に民宿をやめたという方も多いわけであり、そうした施設にも、駐車場にも通常の課税がなされます。これは収入がないから払えない。滞納になる。滞納額がどんどん増えるという、このやはり悪循環を断ち切る。これをやはりやるべきだと私は一般質問でも取り上げたことがございますが、こうした痕跡が本決算では見られないということでもあります。

バブルのはじけたこの観光地を有する市ということになると、皆同じような状況があるかもしれませんが、やはり特別な対処をするべきであるというふうに思っております。今度、市では県とタイアップして、新たな収納体制をとるとのことですが、これは強権の発動ともなりかねないもので、債務者と行政との対立関係を一層助長しかねないという懸念もあるものであります。

また財政健全化計画、これは実質公債費率23.5パーセントをクリアいたしました。これは計算方式が変わったとか、固定資産税を分母に加えたとか、高金利の市債の借換えが進んだとか、いろいろな有利な条件があったことも大きく影響していると思いますが、問題はこの計画達成のために、職員給与の5パーセント、各種補助金の削減などが実施されているということでもあります。これは市長のまず中からと、隗よりより始めよという考え方であり、私は職員給与の引き下げはことによると民間労働者の賃金引下げにつながりかねないということで反対をしまして。補助金の削減は言うまでもないことですが、住民サービスの切捨てとなるわけであり、私はこうした観点から財政再建の検討では、まず事業計画の見直しこそが優先されなければならないと思うわけであり、

歳出で言いますと、子育て支援策。これはご承知のように市の単独事業も含めて県下でも有数の取り組みをしている部門であります。出生率もわずかではあるが上がったという話もありました。これは聞いてみますと人口構造上の原因もあってそういうことになっているということではありますが、いずれにしても出生率が上がるということは嬉しいことでもあります。

しかしここでも問題は妊婦の検診であります。当市では5回ありますが、これはご承知のように、今、晩婚化が進んでおります。高齢出産が多くなっております。しかもこれをフォローする医療体制は医師不足から本当に深刻な状況であります。言うまでもないことですが、こうした状況の中からやはり母と子の命を、安全を守るというときに、妊婦の検診これはもう絶対に必要なことでもあります。厚生省の指針では14回ということですから、当市の5回はいかにも少ないというふうに思うわけであり、我々は今後ともこれを引き続き追及していく考えであります。

「天地人」では先ほども議論がありましたが、展示館、伝世館、シンポジウム、後援会と南魚沼市を発信するための様々な行事、事業が展開されております。このことは大変結構であると思いますが、私はやはりもう少し地についた史実の発掘といいますが、今あるものを

きちんとそこを検証し、それぞれにアピールしていくという努力が足りないような気がします。

市長はそういうことを今、具体的にはないのだということを言っておられますが、私は樺野沢城について見れば、あの山城が400～500年の間、あの形のまま残っているということ自体が稀有のことなのです。しかもあそこは御館の乱で関東勢に一旦落ちたと。それをまた取り返したと。もし、あのまま関東勢が越後平野へ乗り込んでいけば歴史は変わったかも知れない。そういう重要な戦いを行われたところですから、そこをやはりきちんと測量を検証して、ここは、この廓ではどう、この廓ではどうというような説明をつけながら、皆さんが行ったら誰でも、ここでそういう戦いがあってこういう重要な山城なのだということは一目でわかるような、そういうことをやはりやるのが親切というものではないかと思うわけであります。

長くなりますが、構成比これは皆さん、私は非常に大事だと思うのですが、民生費が17.6パーセントであります。土木費が14.1パーセント。いわゆる市政の中心に福祉、暮らしを据えているというこの構えは私は大事だと思います。しかし、ご承知のように今、政府では医療、福祉の何10億円という削減計画を立てて攻撃していきっております。障害者福祉、介護の現場、惨憺たるものですね。

そういう中で多くの問題を抱えてはいますが、市がしかしそれを中心に据えて取り組んでいるということではあります。補助金の削減、あるいは市の単独事業の推進という点で言いますと、まだまだ国の悪政この足らざるを補うという点では、施策が十分ではないと思うわけであります。

私どもは19年度予算編成にあたって、住民要望をまとめて予算要望もしてまいりました。もちろん数10項目にわたるものですから、いちいちそれを市は全部取り上げるということではございませんが、一部は予算化もしていただきました。しかしながら多くは見送られております。そうしたことも含めて、本決算を承認しない立場での討論とするものであります。以上であります。

議長 次に原案を認定することに賛成者の発言を許します。

寺口友彦君 私は市民クラブを代表しまして、第87号議案 平成19年度南魚沼市一般会計決算認定について賛成の立場で討論に参加するものであります。

歳入を見ますと、地方交付税が2億347万円という、減でありました。国の流れであります。その中で財政力指数を見ますと0.01ポイント改良されておりますが、0.50と財源に余裕はないという状況であります。

経常収支比率を見ますと93.2と、4.1ポイント悪化をしている。これは財政の硬直化がかなり進んできているというわけであります。さらに公債費比率、起債制限比率、実質公債費比率とも若干の改善が見られますが、危険水域を脱しているというわけではありません。税の不納欠損を見ますと7,451万円と昨年度より20.4パーセント大幅に増加しているわけです。さらに財政健全化計画2年目という視点で見ますと、達成率97.4であります。

特に歳入確保については79.1である。非常に厳しい数字が歳入を見た限りでは出ているわけです。

こうした中でも公債費支出済額48億5,138万円。この内容は繰上償還、借換が主なものでありますが、これを実行でき、利子で4,600万円も軽減ができた。さらに市債を13億8,140万円減らすことができた。これは大いに評価すべきだと考えます。

民生費を見てみますれば、井口市政の目玉であります子育て支援を中心に心身障害、福祉の面で増額があり、全体でわずか0.1パーセントでありましたが増額でありました。

衛生費を見れば、病院事業対策費、水道事業対策費と安心・安全な市民生活のために必要な部分に全体で13.0パーセント増という、大変に思い切った支出をしたわけであります。

また商工費を見れば、魅力ある商店街づくり事業として、今までにない事業展開の道を開いたものである。

土木費は豪雪地の我が市にとって、冬の消雪が非常に大切な部分であります。スノーピア事業をはじめ、駅西についての雪対策での前進がありました。また、高性能感知器による経費削減にも取り組み、その成果が報告をされております。

そして教育費を見れば、平成22年には必要な耐震補強が全部完了するという、先ほどの質疑の中でありました。これは他市町村に比べてかなり率が高いスピードであります。2巡目国体の成功に向けて、先催地への視察を十分に行い本年のリハーサル大会においてもその成果が十分に発揮されました。

これらを鑑みまして、市税の5倍に近い市債残高を抱えていることを常に忘れず、財政の厳しさを念頭に置き、総合計画の投資的事業の見直しも視野に入れながら、簡素で効率的な市への実現のために、着実にかつ謙虚に取り組む姿をおおむね、おおむね評価して賛成討論とするものであります。

議長 次に反対者の発言を許します。

反対者なしですね。賛成者の。

樋口和人君 私は南政クラブとつつじクラブを代表して、第87号議案 平成19年度南魚沼市一般会計決算認定について、原案に賛成の立場で討論に参加をいたします。平成19年度一般会計については、実質公債費比率が県下ワーストワンになるなどの厳しい財政状況の下、財政健全化計画実施2年目の中、経常経費の削減、投資的経費の抑制、そして歳入の確保等を重点として編成され、さらに市民生活への影響を極力小さくするよう配慮して、限られた財源を重点的な配分をしながら、子育て支援事業と教育関連施設整備への取り組みを図るとした中で、編成され執行されてきたものと認識をしております。以上のような考え方を受け、決算において予算編成時の考え方、思いがきちんと反映されてきたか、執行されてきたかを真剣に審査をしてきたわけであります。

個々に見ていきますと、まず歳入の確保についてであります。市の最も基本的な財源である市税におきまして、収入済額81億4,300万円で、予算に比して増額となっております。また、前年度に比べても6億487万円の増となっております。しかし、収入未済額が1

4億3,300万円で、前年度より約4,280万円の増となっておりますし、不納欠損額も7,450万円ほどあり、これも前年度より1,260万円ほどの増額となっているところであります。

しかし、この不納欠損については時効消滅等によるもので、監査員の意見のとおりやむを得ないものと考えますし、市当局の徴収に対する大変な努力も評価されるところであります。今後も歳入の確保には全力で取り組み、特に滞納については十分な配慮を求めるものであります。

続いて歳出についてでありますけれども、経常経費の節減、投資的経費の抑制を踏まえた中、重点としてあげられていた子育て支援事業については、ほのぼの広場の開設日数の増、乳幼児医療費無料化の拡大などを行っておりますし、不妊治療の助成事業についても41件の利用とさらには7件の成果と、有効、有益な使途と認められます。また一方では、結婚、出産祝い事業については終了するなど、事業の積極的な見直しと柔軟な取り組みを進めていることが感じられます。

また教育施設関連事業についても、小中学校それぞれ耐震診断、耐震補強工事を進め、大崎小学校の体育館の改築工事、大巻中学校のエレベーター設置工事などが進められたところであります。

予算編成時の重点項目についてだけ述べましたけれども、その他の事業についても執行計画に沿って、きちんと目的を果たしてきたものと考えますし、また一方では予算編成後に決定したNHK大河ドラマ「天地人」の対応についても、庁内プロジェクトや実行委員会の立ち上げ、さらには市民意識の高揚に向けて様々な事業に取り組んでいます。計画にあったことは計画的に、また突発的な事項にも臨機応変に執行がなされ、その成果も十分に認められるところであります。

さらに財政健全化への取り組みも12月には新たなシミュレーションが示された中、さらに市民の皆さま方の理解を求めながら、行政が真摯に取り組んでいる姿勢も評価されるところであります。以上、私の所見を述べ、賛成討論といたします。

議 長 反対者の討論はないようでございます。賛成者の。

阿部久夫君 今回、こぶし会を代表して、平成19年度南魚沼市一般会計決算認定について賛成する立場から討論させていただきます。先ほど樋口議員がかなりのことを言っておきましたからあまりのことは言いませんが、私は本当に19年度はまさに激動の年であったと思っています。それは最初にまず副市長制、また管理部長、そして部長制を取り入れ、そしてできるだけ経常経費の節減を図る。また、投資的経費の抑制も図ってまいりました。若干ちょっと気に入らないところがあるのですが、おおむね図ってまいりました。さらに市の歳入におきましては、私は本当に努力をしてやっていると思っております。

そうした中で、教育関係においては先ほども言いましたけれども、耐震、体育館の整備、また教育特区の取り入れなど、本当に頑張っております。

また医療・福祉におきましては、子育て支援、乳幼児の医療、そういったところのものす

ごく力を入れて、出産率も上がってきていると。本当に喜ばしいことでございます。

産業振興におきましては、やはり何と言っても来年始まる大河ドラマ「天地人」の決定以来、それなりのきちんとした取り組みをなさってきたと、そういうふうに評価しております。

農業関係におきましても、地域間調整においてできるだけこの南魚沼市から作付けができる、そういったことに対してものすごく努力し、また転作を少なくし、そして作付けを多くして農家の皆さん方の収入を図っているというふうに私は受け止めます。

雇用対策においても、塩沢庁舎の跡地をコールセンター等を置いて、それなりにやはり雇用の面でも努力なさっております。私はやはりそういったことを考えますと、19年度の決算認定には大賛成するものであります。

議長 以上で討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第87号議案 平成19年度南魚沼市一般会計決算認定について、本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第87号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

(午前11時00分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分)

議長 日程第2、第91号議案 平成19年度南魚沼市下水道特別会計決算認定についてから、日程第4、第94号議案 平成19年度南魚沼市水道事業会計決算認定についてまでの以上3件を一括議題といたします。3件について産業建設委員長樋口和人君の審査報告を求めます。

樋口産業建設委員長 それでは今ほどお話がありましたそれぞれの議案について産業建設委員会の審査報告をいたします。本委員会では平成20年9月2日に付託されました事件を審査しました結果、次のとおり決定いたしましたので会議規則第103条の規定により報告をいたします。

まず第91号議案 平成19年度南魚沼市下水道特別会計決算認定についてであります。認定という結果であります。

続きまして第92号議案 平成19年度南魚沼市観光施設特別会計決算認定についてであります。結果は認定ということでありました。

第94号議案 平成19年度南魚沼市水道事業会計決算認定についてであります。認定ということを決しております。

審査の状況であります。期日平成20年9月4日、全員の出席のもと、議長にも出席をね

がって審査を行いました。審査の内容であります。執行部、それぞれ関係の管理者、部長あるいは課長等々の出席を求め審査を行いました。

内容ですが、若干説明をさせていただきます。平成19年度 南魚沼市下水道特別会計決算認定についてでありますけれども、それぞれ内容について執行部から説明をいただいたあと、質疑を行いました。この中でやはり分担金等の不納欠損の部分、こういったものを今後どうしていくのか。あるいは回収のめどはどうだというような質問がありましたし、あるいはその進捗状況ということでありました。

この分担金の不納欠損については寄付金という対応の中、約53パーセントほどが回収可能率ということになっていくということですし、鋭意また今後もこの回収には努めていく、寄付ということをお願いをしていくというような、それぞれ回答がありました。今後、先ほどいろいろ出ていましたけれども、魚沼地域地方税滞納整理班 これはすみません、ちょっとごめんなさい というのが増設されるということだったが、これも下水道の滞納にもかわるのかということもありましたが、これについては税についてを主たるものであって下水道の料金については係わらないというような説明があった中、討論なしで全会一致でこれを認定するというものの結果が出ております。

続いて92号議案の観光施設特別会計決算認定についてでありますけれども、この会計につきましては平成19年度で終わったということで、20年度からは指定管理者に移されているというような説明等々ということでありまして、そんな中、今後の運営について指定管理の方々にだけではなく、やはり市の方からもきちんとした目配りあるいは気配りをしながらしていけ、というようなことの質疑ですとか意見があった中、討論はなく全員異議なしということで、全会一致でこの決算についても認定をされたものであります。

続いて94号議案の平成19年度南魚沼市水道事業会計決算認定についてであります。それぞれ内容について説明があり、その後質疑ということで、やはり進捗状況ですとか今後の水道料の抑制についてというような質疑がございました。けれども、それぞれあつての企業債等々を、今年度というか19年度もかなり借り換えをしていったわけですが、今後また2年間で5パーセント以上のものをなくしていくのだということで、今後も少しでもいい運営になっていくように努めていくというような答弁があったわけです。その後討論なしで全会一致で認定をされております。以上、産業建設委員会の報告といたします。

議長 3件について一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 第91号議案 平成19年度南魚沼市下水道特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第91号議案 平成19年度南魚沼市下水道特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第91号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議 長 第92号議案 平成19年度南魚沼市観光施設特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第92号議案 平成19年度南魚沼市観光施設特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第92号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議 長 第94号議案 平成19年度南魚沼市水道事業会計決算認定についてに対する討論を行います。

18番・岩野 松君、反対ですか。

岩野 松君 条件付きの賛成討論です。

議 長 反対の方はいませんか。

岩野 松君 水道料金というのは市民の命綱であることは間違いありませんし、非常にそれが高くてまずいという指摘を今までしてきました。今回の決算書には特にその原因として旧水道企業団の創設時におけるダム建設の地理的条件などもあって、しかもバブル期の時期であったということから、建設コストが大幅に割高になったということが明記されてあります。

そしてそういうこともありまして、値上げをしない努力も今、市長を先頭に頑張っておるということも評価したいというふうに思っております。今まで私どもはそこについて非常に大きな疑念もあり、特にバブル期の高金利については値下げするようにということで十数年来、我々議員団も中央に交渉もしてきました。その努力で5パーセント以上は借り換えが認められることになり、それがこの自治体にも非常にいい結果をもたらしているということは

周知のとおりだと思っております。市長もそれに着目して努力されたということも認識しております。

これからますます5パーセント以下でも借り換えを、ということで先日私どもは8月にまた中央交渉の中では盛り込んできましたけれども、中央ではまだそれについてはにべもない返事だったということでもあります。引き続きそれも努力することをお願いいたしまして、今までの努力も評価して賛成をすることに手を上げることにいたしました。よろしく願います。

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第94号議案 平成19年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第94号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議長 日程第5、第88号議案 平成19年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてから、日程第9、第95号議案 平成19年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてまでの以上5件を一括議題といたします。

5件について社会厚生委員長・牛木芳雄君の審査報告を求めます。

牛木社会厚生委員長 それでは社会厚生委員会の審査報告をいたします。本委員会は平成20年9月2日に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

審査の状況であります。平成20年9月5日、全員の委員が出席でありました。議長からも出席をいただきました。内容であります。そこに記載のとおり執行部から各部課長の出席をいただき審査を行ったところであります。

第88号議案 平成19年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、これは説明が市民生活部長ほか担当課長からありました。若干申し上げますが、質疑の中で主なるものを申し上げたいと思います。高額医療の窓口負担について実際の窓口負担比率はどうなっているのか。あるいは忘れての人など時効は2年だがいかがか。というような質問がありました。これについて病院の窓口で申請をいただいて、申請をしているが忘れての人については案内をしているので、該当者はほぼ申請をしているというような答弁でありました。

もう1点、支払い準備基金が2.5億円から2億円で済んだこの理由は何であるかというような質問でありました。答弁は前年よりの繰越金が6,000万円ほどあったのでそのようになったということでもあります。

質疑を終結をし、討論を行いました。反対討論がありました。ご紹介申し上げますが内容

はかいつまんでこういうようであります。資格証、短期証発行による保険証取り上げが市民の暮らしの安心できないものになっている。保険税を支払いたくても払えない人、そうでない人の仕分けをきちんとすべきである。病人、年寄り、子どもがいる世帯には保険証を交付すべきだというような反対討論がありました。賛成討論はありませんでした。採決の結果、賛成7、反対1で認定することに決しました。

次に第89号議案であります。平成19年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてであります。これも福祉保健部長ほか説明がありました。この中で質疑の一つご紹介申し上げますけれども、認定数については要支援が見込みより下がった、要介護が多かった。ほかの自治体との比較をしてどうであるかという質問に対して、モデル事業として選考したものを参考にした。要介護1あるいは2の7割が要支援にと考えたが、実際には3割にとどまった。モデルと現場があわなかったということであります。認定基準の見直しと軽度者へのサービスの見直しが必要になるかもしれない。原因をとらえてこれから検討する。このように答弁があったところであります。

質疑を終了しまして討論を行いました。反対討論がありました。数字に不満はないが、保険制度であるので居宅サービスから施設サービスまで提示をしている。しかし、受けることのできない部分がある。待機者が全国で35万人もいるということであります。施設の削減方向であり賛成は出来ない。このような反対討論がありました。

賛成討論はありませんでした。採決の結果、賛成7、反対1という結果で原案のとおり認定をすることと決しました。

次に第90号議案 平成19年度南魚沼市老人保健特別会計決算認定についてであります。市民生活部長から説明がありました。質疑が一つ二つあったわけではありますが、討論はありませんでした。採決の結果、全員一致で原案のとおり認定することに決しました。

次に第93号議案 平成19年度南魚沼市訪問看護特別会計決算認定についてであります。福祉保健部長から説明がありました。質疑、討論ともになしであります。採決の結果、全員賛成、原案どおり認定をすることに決しました。

次に第95号議案 平成19年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてであります。大和病院事務長から説明がありました。一つ二つ議論の内容を説明したいと思います。大和病院と城内病院の薬剤師と診療材料購入について、病院利用者数で割ると大きな違いがあるということであります。この計算方法が違うのではないか。あるいはまた体制が違うのではないかという質問がありました。これに対する答弁は、大和病院と城内病院では診療科目との関係で、あるいは入院設備との関係で患者の受診状況が違うということであります。このことから一人一人の薬剤師と診療材料購入費に大きな差が生じてくると、このような答弁がありました。

また、もう1点ご紹介申し上げますが、「みつば」という院内報があるわけではありますが、来院者など数多くの人々の目に触れるものになっているということでもあります。この議会でまだ決算の認定前に決算の概要が掲載されているのはおかしいのではないかと、というような

質問がありました。これに対して今後十分に取り扱いについては注意をしたいというような答弁がありました。

もう1点ご紹介申し上げますが、医療ミスを犯さないための機器の整備をしたらという質問に対して答弁が、思うように更新できないこともある。医師のモチベーションが下がっているということもあろうが、大和病院では委員会で年間5,000万円程度として検討しているということでもあります。高額のものにつきましては前後の年で調整をし、緊急のものは補正をお願いをして導入していると、このようなことでありました。

討論を行いました。討論ありませんでした。採決の結果、原案どおり全員賛成で認定をすることに決しました。以上であります。

議長 5件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 第88号議案 平成19年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

反対討論ですか。

笹木信治君 第88号議案 平成19年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、これに反対する立場での討論をするものであります。ご承知のように国民健康保険は国、県、市、被保険者がそれぞれ出し合ってこの会計を構成しているということですが、最大の問題点は、国がかつて50パーセントを拠出しておりましたけれども、これが38パーセントになり、35パーセントになりどんどん減らされてきているということに大きな困難があるわけでありまして。

そのほか、数字の出し入れについてあれこれと異論があるわけではありませんが、現在、滞納額4億5,000万円。これは1,537世帯に及ぶ滞納者がいるわけですが、問題はこうした方々に1年を超える滞納があると保険証を取り上げる、資格証を発行する、あるいは短期証を発行するということがあります。あわせますと500を超えるそうした処置がとられておりますが、こうした措置をとっても滞納が解消されていないと。増えているということに問題点があると思うわけでありまして。私どもはこの滞納が低所得者世帯、困窮世帯で発生していることを考えますと、やはりお年寄りのいる家庭、子どもさんのいる家庭、あるいは病人のいる家庭については保険証の取り上げをやるべきではないと主張をしまいいりました。そうしたことからこの決算について認定しないとする立場をとるものであります。以上。

議長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。

寺口友彦君 私は市民クラブを代表しまして第88号議案 平成19年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について賛成の立場で討論に参加するものであります。

先ほど反対議員が述べられましたように、生活困窮者に対する資格証、短期証の取り扱い

であります、確かに滞納繰越額 3 億 2,360 万円という大変な額が残っております。この回収に努力している中で生活実状に合わせた取り組みがなされているものだと我がクラブは考えております。しかしながら、税制改正によりまして、住民税が増税となり、住民税収入未済額の増とあわせまして、国保税の収納率もやや悪化してきている、これは事実であります。未済件数 537 件という数字は、国保世帯数からみると大変高い率になっております。これも雇用形態、人口構成が変わってきているために国保世帯数も市内全世帯数の 63 パーセントになっているという状況から生まれているものだと考えております。

しかしながら健康事業として市独自の取り組みを実施し、成果をあげている。このことについては評価をするものでありますし、また、資産割をなくしまして所得割、国保料算定方式を所得割に改めたということは時代にあっているものだと私は評価をしております。国民皆保険の一翼を担う国民健康保険の持続可能な体制作りに努力をされ、新型インフルエンザに対する備えを怠らず、いつでもどこでも誰でもが保険で医療を受けられるよう国保料の適正化に努めることを期待しまして賛成討論とするものであります。

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。第 88 号議案 平成 19 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第 88 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議長 第 89 号議案 平成 19 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。まず原案認定に反対者の発言を許します。

笛木信治君 第 89 号議案 平成 19 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について反対の立場での討論をするものであります。当初予算では私は賛成してまいりましたが、決算においてなぜということではありますが、ご承知のようにこの会計年度において政府の介護報酬の引き下げが大きく介護現場で、その矛盾が明らかになったという年でもあります。

事業所によっては 1 割 2 割も収入が減ったという事業所が多くありましたし、したがってどうしてもそこで働く皆さんの給料、あるいは介護の内容にまでいろいろと影響が出るわけです。こうした否定的なことが介護度 1、2 を介護支援 1、2 に引き下げるというようなことからあらわれております。

また、保険でありますから保険証を持った人が全て等しく同じサービスを受けられるかというところでもないという実態があります。施設待機者は当市でも 500 名を超えておりますが、こうした方々はやはり保険あって介護なしという実態があるわけではありますが、こうしたことの改善が求められております。

当市では市独自のサービスも設置して対応しておりますが、周知が図られておりませんのでふさわしくこれが活用されていないという実態もあります。こうした中で会計的には2億円からの基金が残るというようなことにもなっておりますが、私どもはこうした現行の介護の現場から考えてみると、今年の決算がやはりふさわしく消化されていないという立場から、これを認定しないとする立場を取るものであります。以上であります。

議長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。

佐藤 剛君 私は第89号議案 平成19年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についての賛成の立場で市民クラブを代表いたしまして討論に参加したいと思います。

介護保険制度につきましては今ほど19番議員がおっしゃったとおり、国政レベルの話をするれば、私もこの介護報酬の問題に伴っての施設の運営の問題、そしてまた介護職員になり手がないというような問題、さらには19番議員もちょっと触れたかもしれませんが、療養病床の再編の問題、その受け皿の問題も絡みまして大変な問題であるという認識については、私も19番議員と同じくするところであります。

そうかといひましてその国政レベルの問題をもって平成19年度の介護保険特別会計認定について反対できるかといえ、私はそういう問題ではないというふうに思います。この言葉は場面を変えて、一般質問とか我々に認められております発議権で国に対してきちんと意見を述べるべきだと思っておりますし、そのときは内容によっては市民クラブは市民の目線に立ちまして、是々非々の立場でその提案について反対するものでもないかもしれないわけでありまして、

そういうふうに考えておりますので、では19年度の決算の中でどうなのかというようなことで考えなければならぬわけでありまして、私もこの19年度決算の中で全てよしというわけではありません。例えば18年4月の改正に伴いまして新たなサービスの目玉の一つとして始まりました地域密着型サービスにつきましては、これは目玉として始まったわけなのですけれども、全体としての達成率はかなり低いわけでありまして。このことは行政の読みの甘さという部分もあると思っておりますし、民間任せでなく、今となってみればもう少し主体的な取り組みが出来なかったのか、というような結果論的な意見も私はもっているわけですが、

この部分、総括質疑の中で第4期計画の中で南魚福祉会等と相談しながら、また改善していくのだという旨の考え方も示されているところであります。この問題は18年の改正に伴って末端自治体の施設を伴うサービスでありますので、そう一朝一夕にできるものではないという部分でありますし、先ほどから言っていますような国政レベルの改善も必要な部分でありますのでいたしかたない部分か、もう少し時間的余裕が必要かという部分でよしとする部分であります。

そしてまた、17年、18年度改正直後、試行錯誤というふうな形で始められました予防介護につきましてもその趣旨に沿った形で決算及び決算資料を見ますと、成果が表れているようですので、その部分についても私は19年はよしとしなければならないのではないかと

いうふうに思っております。

私はその決算審査を通しまして決算の数字だけの良し悪しというところだけでなく、決算から今年度予算、そして来年度の予算、事業を考える。来年度予算、事業についてそれに繋がるというスタンスで、皆さんもそうであると思いますし、けれども審査してきました。そういう中でこの介護保険特別会計も議会での議決に沿った執行でありまして、そしてまたさらに今後の課題も見出しました。そして将来に向かって改善に考えているということも、先ほど言いましたようにそういう部分もよしといたしまして、私はこの19年度介護保険特別会計決算認定について賛成するものであります。皆さんのご賛同をお願いいたします。

議長 反対者の討論ありますか。

(「なし」の声あり)

賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。第89号議案 平成19年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第89号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議長 第90号議案 平成19年度南魚沼市老人保健特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第90号議案 平成19年度南魚沼市老人保健特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第90号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議長 第93号議案 平成19年度南魚沼市訪問看護特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第93号議案 平成19年度南魚沼市訪問看護特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第93号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議 長 第95号議案 平成19年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第95号議案 平成19年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第95号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議 長 ここで昼食のため暫時休憩といたします。再開は1時15分といたします。
(午前11時59分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時15分)

議 長 日程第10、第102号議案 南魚沼地域土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 (提案理由の説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第102号議案 南魚沼地域土地開発公社定款の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第102号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第11、第103号議案 市道認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第103号議案 市道認定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第103号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第12、発議第18号 南魚沼市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

角谷英一君 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

発議第18号 南魚沼市議会会議規則の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第18号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第13、発議第19号 郵政三事業に関する意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

阿部久夫君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

発議第19号 郵政三事業に関する意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第19号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第14、発議第20号 道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算確保に関する意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

笠原喜一郎君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

笛木信治君 1点お聞きしますが、道路特定財源が一般財源化されたということでこれは歓迎すべきことなのですけれども、一般財源化ですから今度は道路以外にも使われる可能

性があるわけです、一番、地方へ道路財源が回って来る、来ないという場合に心配になるのは、中央で持っている道路計画これが従来特定財源としていた時代の道路計画そのままなのです。これを縮小する、あるいは見直すという方針がきちんとしていけば、今度は地方の道路にも回ってくるということはわかるのですが、そこが今一番心配する問題点であるかと思うのです。本文にはその記述はないのですけれども、全体として賛成なのですけれども、そういう点での記述がないというのはちょっと気にかかるのですが、ここをひとつお聞かせください。

笠原喜一郎君 計画は計画としてあるわけですが、当然作られた時代、それから今の時代、それによって必要な道路かそうでないかというのは、きちんと精査をした中で必要であると認めた場合には、そこに予算を投入するというそのことがやはり前提であるというふうに思っています。その見直しは当然やるということが前提であります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

発議第20号 道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算確保に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第20号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第15、発議第21号 燃料、肥料、飼料、農業用資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

寺口友彦君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

岩野 松君 この文言に反対するものではないのですけれども、ここに書いてある国際的に物価高、穀物価格が高騰し、とあります。それについての自然発生的に高騰してきたような感じを受けるのですけれども、私どもはやはり大きな原因は投機であるというふうに思

っています。それによる原因とかそういうことは、どういう考えであるかまずお聞かせください。

寺口友彦君　この意見書の中には投機という部分についての文言はありませんが、確かに原油などをみれば本来の需給バランスではなくて、投資によって原油価格が高騰しているという部分もあります。その影響を受けて燃料費が高騰しているわけではありますが、この投機といいますか投資といいますか、この部分について世界的な面でのとりあえず自国の農業を守るためにいろいろな補助金を出す国もあります。けれども、投機といいますか投資の部分で規制を加えていくということは、世界貿易という面でみた場合に果たしてそれがよいのかという部分もありますので、こういう部分についての文言は省いたということであります。

笠原喜一郎君　このことについて気持ち的には全くわかるわけですが、ただ、そのことを取って果たしてどうなのかという気持ちがあります。それで、ここに高騰分というふうになっているわけですが、当然、高騰分ということになるとどこかを基準にしてどれだけあがったかということになるわけだと思うのですが、どこを基準にするかというのがまず1点、それがひとつ。

それから、ほかの産業ですね、燃料が上がるとかという部分は農業・漁業ばかりではなくてほかの産業の方々も当然影響を受けているわけで、ではその人たちにもそういうことをしなければならぬのかということになってくると思うのです。農業だけやはり特別でいいかという部分があるわけですが、その辺のことが1点。

それからもう一つは、私はやはりこういう形のほかにもう一つは、今、水田経営所得安定対策だとかという部分があるわけで、その基準価格というのが3年間、5年間の中の平均価格ということで設定をされているわけです。その価格の設定をやはり再生産を補償する価格設定にするというようなそういう形にしていけば、この部分というのはカバーできるかというふうに思っているわけです。ですからこういう形よりもそういうふうな運動をやっていった方がいいのかな、というふうに自分の中では思っているわけですが、その3点をお聞きいたします。

寺口友彦君　まず1点目のどこを基準として高騰分を考えるかということではありますが、私がいただいた資料の中では平成18年度分、18年の肥料についてそこからの値上がり分ということを考えております。そもそも販売価格に対してのコストということを考えてときに、平成18年度分のコストが私は基準になるのではないかなというふうに考えています。燃料高騰で19年度、20年度ですが、相当あがっているという部分がありますので、私は平成18年度分が基準になるのかなというふうには考えております。

2点目ではありますが、他の産業についても同じではないかといわれると、確かにおっしゃるとおりであります。車に乗っていらっしゃる方は特にトラック業界でも始まりましたけれども、いろいろな面で燃料高騰の影響を受けているというのは聞いておりますし、漁業についても出漁した時点で赤字になるということで出漁を取り止めということもあります。ですから、最初の説明の中でも申しましたように、南魚沼市の基幹産業は農業であるという立場

で、農業についての意見書ということで出したわけで、これは何も農業だけを特別視して、それ以外の対策は講じなくてよいという趣旨のものではありません。

三つ目としまして、水田農業対策、こちらの方で頑張るべきではないかという意見であります。これはまさしく今回のこういう肥料を含めてのコストのアップというのは非常に緊急的なものであります。緊急的なものというのは、これは一時的なものを求めるのではなくて、やはり緊急的にあがったものに対しては早急の対策をとってもらいたいというそういう思いであります。22番議員と同じく、水田農業再編のそういう制度を活用してのやはり農家にとっての価格といいますか、収入を補償していくという方向、私はその考えも賛成であります。以上であります。

牧野 晶君　　ちょっと考え方をお聞かせいただきたいのですが、農業にかける思いというのは大変わかるのですけれども1点だけ。大体この発議で出てくる意見書というのは、提案者から賛成者がみんな同じ会派で占めるということは滅多にないと私は思っているのです。例えば共産党さんが出してくるときだって誰か名前が出ていたり、今回の意見書だっていくつかは他の会派の方が出たりしているわけです。今回は4人ちょうどみんな市民クラブさんでまとめたというわけですが、また逆に基幹産業でどうしても出していかなければいけないというのであれば、他の会派にも声をかける。内々では声はあったのですけれども、中身の文書は全然出てこなかったということで、出したら頼むというふうな感じだったわけです。そういう点の考え方が、ちょっと言い方が悪いとなると片方からちょっと色眼鏡で見ると、パフォーマンスではないのかというふうに。本当に農家のことを考えているのかという点、そうではなくパフォーマンスに見えるのではないのかという点もあるわけです。

こういうせっかいいことをしようとしているのであればしっかりと根回しを　根回しというかしっかりとした、全員賛成がね。皆が納得いくような文面でも一部にちょっと気に入らないところがある点もあるわけですが、すっきりいくようにするのも重要ではないかという思いがあるのですけれども、どういうふうな視点でされたのかについてちょっと聞いてみたいので、よろしくをお願いします。

寺口友彦君　　10番議員の質問にお答えしますが、確かに提出者、賛成者とも我がクラブだけあります。この部分については10番議員のご指摘のとおり、農業は基幹産業であるというそういう強い思いがあるのであれば、全議員に対して働きかけをなぜしてこなかったといわれますと、時間的な制約も若干ありました。ということでそれは言い訳になりますが、決してこの会派はだめだろうというそういうような偏見をもった発議ではありません。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議　　長　　討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

反対者なしですね。

原案に賛成者の発言を許します。

笛木信治君 発議第21号 燃料、肥料、飼料、農業用資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書の提出について賛成の立場で討論をするものであります。この内容についてももちろん反対ではないわけでありましてけれども、私はこの燃料やその他の高騰が起きている最も根本的な原因について触れていないというのは大きな不満であるわけでありまして。それが先ほど18番議員からも質問が出ていましたいわゆる国際投機の問題であります。

今、ご承知のように投機マネーが大きな世界中の経済危機を呼び起こしています。60兆ドルといいますから日本円にすると600兆円から700兆円ぐらいのお金が世界中を飛び回ってカジノ経済を演出している。实体经济の3倍ぐらいのお金が回っているということですが、経済もグローバル経済ですからニューヨーク市場の単価が、明日私どもがスタンドに行くともうスタンドのガソリン単価が変わっているというふうに我々は直接その影響を受ける立場にあるのです。

当然この投機マネーこれは我々の生活を脅かしているということですから、ここを規制する、これをどうするという観点がないとこの問題の解決につながらないと私は思うのです。そういう点で考えてみますと、もちろん今、政府も高速道路の料金を引き下げるとかいろいろ助成をすとかという対策はとっておりますが、残念ながらこの投機マネーを規制する方針はありません。

アメリカでさえも、今アメリカの国会ではこれを規制する法案が3本ぐらい出ています。盛んに議論していますが、日本では本当に緒にも就いていないということでありまして。ヨーロッパではフランスやドイツなどでこれを規制する動きが盛んでありますが、日本では全くそれをやられていないということでありましてから、当然ここでこれを指摘するというものがないわけでありまして。

しかし、私はこのことに賛成でありますので賛成をするわけでありまして、いってみれば盲腸を病んでいて手術をするのではなく散らし薬だけを飲むというような歯がゆさを私は感じるのですけれども、散らし薬も必要であるかというふうなことで賛成するものであります。以上であります。

議長 反対者の討論はありますか。

笠原喜一郎君 私はこの発議について反対の立場で討論をさせていただきます。私も先ほどの提案者の提案理由の説明がありましたが、気持ち的には全く同じでありますし、今この地域におかれている農業者の立場というのは本当に厳しい状況であろうというふうに思っております。ただ、本当にこういうふうに値段が上がったから、あるいは下がったからということだけでその補填を税金で補償するということが果たして正しいのかなという、そういう思いを私は持っております。

先ほどの質疑の中でも私は述べましたけれども、今、政府の方で基本的に進められているのは、所得については政策でということでありまして。今行われている水田農業所得安定対策はそういう部分であります。価格については市場で、というその流れでありますけれども、それを補填するという意味で水田農業経営安定対策という形であります。この基準価格が先

ほど言ったように毎年毎年の米価の価格を基準にして設定をするものであって、再生産を補償するものではないというところが、一番のこの政策の欠点だというふうに私は思っております。

そこをやはりこの価格が上昇した、あるいは肥料農薬この飼料等、あるいは資材等が高騰した場合にはそこでやはりきちんと吸収できるという制度を求めていくことが、私は消費者を始め他の産業の皆さん方からも理解を得る方法ではないかなというふうに思っています。

緊急避難的に今この部分を補償しろというその気持ちもわかりますけれども、私はやはり消費者のあるいは日本国民の大多数の理解を得て農業をやっていくということからすれば、私はそういう形がベストかなというふうに思って、この発議第21号については反対をさせていただきます。以上です。

議長 次に賛成者の発言を許します。

牛木芳雄君 私は本意見書に賛成の立場で討論をしたいと思います。今、農業者は燃料の高騰、あるいは肥料、飼料、資材の高騰に悲鳴をあげているわけであります。加えて農畜産物価格の低下、これで生産費が増えている状態にあるわけでありますが、この生産コストを農畜産物価格に転嫁はできない。これが今おかれている現状だというふうに思っています。

私はこの軽減策を充実をして価格保証ができる農政、これが今求められているのではないかなというふうに思っています。ご承知のように価格高騰の原因はいくつかあるわけでありまして、原油高、バイオエタノールの生産、これによる穀物価格の増大、あるいはインドや中国の生活水準の向上による食の変化、あるいは肥料の生産国の輸出の規制であります。しかもこれらの要因は一時的なものではないというふうに思っています。

先般、漁業者に対する支援策を打ち出しました。これは条件はあるものの燃油使用料の直接補填であります。全農では先日85億円の緊急支援策を打ち出しました。そして我が新潟県の新潟市におきましても、今9月定例会で農家支援の補正予算を計上している、このように報道されておりました。大分県、あるいはJA佐賀においても農家支援の対策に乗り出したわけであります。

そこでくしくもいいタイミングと申しましょうか、今日の新聞報道がありました。全国紙ではなくて日本農業新聞に載っていたわけであります。2面のトップ記事だと思ったのですが、政府と自民党は2009年度予算農林予算の概算要求の中で、この補填をする新事業の検討に入ったと、こういうことであります。

私は今、地方の議会からこういう声をあげていって、来年度予算にきちんと反映させるようなこのような政策を早急緊急的に取る必要がある、このように思っているわけであります。特に保守系会派の議員各位にお願いするわけでありますが、先ほど申し上げましたように、政府自民党は検討に入ったわけでありますから、これらの点も十分に検討していただいてご賛同いただきたい。そしてこの意見書をあげていきたい。このように思いますのでよろしくご賛同のほどをお願いしたいと思います。

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。

発議第21号 燃料、肥料、飼料、農業用資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって発議第21号は否決されました。

議 長 日程第16、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務調査について、それぞれ会議規則第104条の規定によってお手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申し出があります。

議 長 お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議 長 ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許します。市長登壇してどうぞ。

市 長 皆さん方には大変お疲れのところを、貴重な時間を頂戴いたしまして申しわけございません。一つのご報告と一言御礼を申し上げたいと思って議長にお願い申し上げました。一つは9月4日付でありましたが、全国簡易水道協議会という47都道府県のそれぞれの水道協会、あるいは簡易水道協会が組織をしている全国組織がございます。このたび、北海道佐呂間町の堀町長さんが会長であったわけですが、町長選に出馬をしないということでその退任が決定をいたしまして、後任に不肖私が選ばれて9月4日から全国簡易水道協議会会長という職名を拝命いたしております。全国組織でありますので、それぞれ非常に多忙になる部分もありますけれども、本来の市長職の妨げにならないように務めながら、2年間の任期でございますので任務を迫行していきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

今一つは御礼でございますが、今議会で私の現任期が最後の議会でございます。4年間、定例議会で16回、それぞれ議員の皆様方から大変なご支援とご協力と、また叱咤激励もいただきまして、この4年間何とか無事今日まで務めてまいってこられました。ひとえに市民の皆さんはもとよりでありますけれども、ここにお出での議員の皆様方のご協力のおかげだと思っております。心から感謝を申し上げるところであります。

ご承知のように再選を目指しておりますので、幸いにもまた再選が決定をいたしましたら、12月議会であらためて皆様方に今後の市政運営について、それぞれ自分の心情を吐露申し上げたいと思っておりますけれども、とりあえずは4年間大変お世話になりました。そして

おかげさまでようやく新市の基礎の築けるところまでまいりました、ということを実際に御礼を申し上げたいと思って登壇をさせていただきました。4年間の皆様方のそれこそご支援、ご協力に心から感謝を申し上げます。大変ありがとうございました。

(拍手)

議長 以上で本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。これをもって平成20年9月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。起立してください。

どうも長い間ご苦労さまでした。

(午後4時00分)